

令和8年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
相談支援事業費	障がい福祉課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
308,715	令和8年度～11年度	10,803	5,400			292,512

【事業の目的】

障がいのある人、障がいのある児童の保護者又は障がいのある人の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

令和9年度より一般相談を行う相談支援事業所をプロポーザルで募集し、各事業所が得意とする相談内容や取組など評価し、様々な障がい特性に柔軟に対応できるよう全市的な相談支援体制を再構築する。

また、9月議会で債務負担行為を設定し、翌年度に向けた事業者選定等の準備を開始することで、切れ目ない相談支援が可能となる。

【事業の内容】

指定相談支援事業所に相談支援業務を委託する。

【これまでの関連する取組】

【令和8年度実績】

指定相談支援事業所に相談支援業務を委託（相談員 合計20人配置）
「障がい者支援センターそよかぜ」「障害者支援センターしらはま」「相談支援センターサマーハウス」「相談支援事業所アプローズ」「地域生活支援センターみんなの家」「相談支援センターゆくり」「鳥取介護サービス相談支援センター」の7事業所

【今後の取組】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

令和8年10月 公募型プロポーザル公告
11月 企画提案受付
12月 プレゼンテーション実施、業者選定
令和9年1月 契約締結、前担当事業所からの引継ぎ等
4月 支援開始